

令和6年稲敷市農業委員会第6回総会

〔6月10日〕

-
- 日程 1 議事録署名委員の指名について
日程 2 報告第1号 農地法第3条（届出－中間管理機構・円滑化団体の取得）
日程 3 報告第2号 農地法第3条の3（相続等による権利移動）
日程 4 報告第3号 農地法第5条第1項7号の規定による市街化区域内の農地転用届出について
日程 5 報告第4号 農地法第18条（通知）
日程 6 議案第1号 農地法第3条（委員会）
日程 7 議案第2号 農地法第4条（知事）
日程 8 議案第3号 農地法第5条（知事）
日程 9 議案第4号 現況証明（農委処分）
日程10 議案第5号 農地改良協議に対する同意について
日程11 議案第6号 基盤強化法第19条（農用地利用集積計画の公告）
日程12 議案第7号 農用地利用集積等促進計画の公告について（一括契約）
日程13 議案第8号 農用地利用集積等促進計画の公告について（機構・受け手間契約）
-

本日の会議に付した事件

- 日程 1 議事録署名委員の指名について
日程 2 報告第1号
日程 3 報告第2号
日程 4 報告第3号
日程 5 報告第4号
日程 6 議案第1号
日程 7 議案第2号
日程 8 議案第3号
日程 9 議案第4号
日程10 議案第5号
日程11 議案第6号
日程12 議案第7号
日程13 議案第8号
-

出席委員

1番	吉田 武君	12番	遠藤 一行君
3番	黒澤 克巳君	13番	足立 久美子君

4番	山 口 幸 一 君	14番	内 田 和 新 君
5番	永 野 修 君	15番	山 口 和 彦 君
6番	宮 本 信 夫 君	16番	飯 塚 治 正 君
8番	村 松 清 美 君	17番	坂 本 富 男 君
9番	坂 本 和 夫 君	18番	川 島 昇 君
10番	村 山 文 雄 君	19番	根 本 脩 君
11番	墳 本 典 勇 君		

欠 席 委 員

2番	篠 崎 文 夫 君	7番	篠 崎 惣 壽 君
----	-----------	----	-----------

出 席 説 明 員

農 業 委 員 会 事 務 局 長	中 島 臣 哉 君
農 業 委 員 会 事 務 局 長 補 佐	宮 本 祐 司 君
農 業 委 員 会 事 務 局 係 長	坂 本 証 君
農 業 委 員 会 事 務 局 主 査	久 保 田 健 夫 君

午後2時開会

○農業委員会事務局長（中島臣哉君） 令和6年6月の稲敷市農業委員会総会を開会させていただきます。議事進行につきましては、稲敷市農業委員会会議規則第3条の規定により、会長が議長となりますのでよろしくお願いいたします。

○議長（根本 脩君） それでは、議長を務めさせていただきます。ご協力のほどよろしくお願いいたします。本日の出席委員は17名です。欠席委員は、2番篠崎文夫委員、7番篠崎惣壽委員の2名です。よって、農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定により定足数に達しておりますので、本会議は成立をいたします。また本日は、現地調査を行っていただきました推進委員さん7名が出席されております。推進委員の方は、調査を担当した案件についてご意見がある場合は、質疑ありませんかと申し上げた際に、挙手のうえ名前を告げてから発言してください。本日の議事日程はお手元に配布のとおりでございます。

日程1 議事録署名委員の指名について

○議長（根本 脩君） それでは最初に、議事録署名人の指名を行います。

お諮りをいたします。

議事録署名人の指名については、議長一任で御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（根本 脩君） 異議なしということでございますので、本日の議事録署名人は8番村松清美委員、9番坂本和夫委員の両名を指名いたします。

日程2 報告第1号 農地法第3条（届出—中間管理機構・円滑化団体の取得）

○議長（根本 脩君） それでは審議に入ります。報告第1号「農地法第3条（届出—中間管理機構・円滑化団体の取得）」を議題といたします。事務局より報告をお願いします。

中島事務局長。

○農業委員会事務局長（中島臣哉君）

報告第1号「農地法第3条（届出—中間管理機構・円滑化団体の取得）」について報告いたします。

申請番号1番 角崎字角崎、田4筆、6,065㎡、申請番号2番 西代字南田、他1地区、田3筆、8,114㎡について、農業経営基盤強化促進法第7条の規定に基づく農地売買事業により茨城県農林振興公社へ売買したものであります。よろしくご承認をお願いいたします。

○議長（根本 脩君） これは報告事項でございますので、ご承認、よろしくをお願いいたします。

日程3 報告第2号 農地法第3条の3（相続等による権利移動）

○議長（根本 脩君） 続きまして、報告第2号「農地法第3条の3（相続等による権利移動）」を議題といたします。事務局より報告をお願いします。

中島事務局長。

○農業委員会事務局長（中島臣哉君）

報告第2号「農地法第3条の3（相続等による権利移動）」について報告いたします。

議案書2ページから13ページまでの16件でございます。この届出は、被相続人の死亡により、それぞれの取得日において、相続により農地を取得したものであります。いずれの権利取得者も自作や作業委託により耕作をしております。申請番号2番、4番の方は、農業委員会によるあっせん等の希望をしております。よろしくご承認をお願いいたします。

○議長（根本 脩君） これは報告事項でございますので、ご承認、よろしくをお願いいたします。

日程4 報告第3号 農地法第5条（届出）

○議長（根本 脩君） 続きまして、報告第3号「農地法第5条（届出）」を議題といたします。事務局より報告をお願いします。

中島事務局長。

○農業委員会事務局長（中島臣哉君）

報告第3号「農地法第5条（届出）」について報告いたします。

議案書14ページでございます。農地法第5条第1項第7号の規定に基づく、市街化区域内の権利移動を伴う農地転用のための届け出1件でございます。申請番号1番、高田字千葉野、畑1筆、2,030㎡について、受入が、太陽光発電施設用地として利用するものです。よろしくご承認をお願いいたします。

○議長（根本 脩君） これは報告事項でございますので、ご承認、よろしくお願いいたします。

日程５ 報告第４号 農地法第１８条（通知）

○議長（根本 脩君） 続きまして、報告第４号「農地法第１８条（通知）」を議題といたします。事務局より報告をお願いします。

中島事務局長。

○農業委員会事務局長（中島臣哉君）

報告第４号「農地法第１８条（通知）」について報告いたします。

議案書１５ページから１７ページまでの３件でございます。農地法第１８条第６項の規定による、賃貸借の解約の通知があったものになります。申請番号１番から３番は、農地中間管理事業により、茨城県農林振興公社との間に利用権を設定した農地につきまして、合意解約するものであります。よろしくご承認をお願いいたします。

○議長（根本 脩君） これは報告事項でございますので、ご承認、よろしくお願いいたします。

日程６ 議案第１号 農地法第３条（委員会）

○議長（根本 脩君） 続きまして、議案第１号「農地法第３条（委員会）」を議題といたします。なお、申請番号５番につきましては、関連する案件がありますので、議案第３号で一括して審議いたします。申請番号１番から４番について、事務局の説明をお願いします。

久保田主査。

○農業委員会事務局主査（久保田健夫君）

１８ページをお開き願います。

議案第１号「農地法第３条（委員会）」でございます。

売買による所有権移転件３件、賃借権の設定１件でございます。

申請番号１番 月出里字上谷原、田６筆、３，８９７㎡についてでございますが、受人が経営規模拡大のため買い受けるものでございます。

申請番号２番 稲波字北区、田１筆、３９６㎡についてでございますが、受人が経営規模拡大のため買い受けるものでございます。

申請番号３番 阿波崎字和田、田１筆、８８５㎡についてでございますが、受人が経営規模拡大のため買い受けるものでございます。

申請番号４番 阿波崎字原山、畑２７筆、１６，３４４．９９㎡についてでございますが、受人が解除条件付で賃借権を設定するものでございます。

調査結果は報告書のとおりで、農地法第３条第２項の各号に該当しないものであり、受人となる許可要件を満たしていると考えられます。なお、添付すべき必要書類も併せて確認いたしました。議案第１

号申請番号1番から4番までの説明は以上です。

○議長（根本 脩君） 事務局の説明が終わりました。引き続き調査委員から調査報告をお願いいたします。申請番号1番について、埴本委員より報告をお願いいたします。

○11番（埴本典勇君） 11番埴本です。申請番号1番について、報告いたします。

6月5日に古渡推進委員と受人の調査をし、申請内容に間違いがないことを確認いたしました。受人は主に水稻を栽培している農業者であります。農機具の所有状況は、トラクター1台、田植機1台、コンバイン1台、乾燥機はありません。他にも、耕運機1台、バロネス2台、軽トラック2台、草刈機7台、乾燥調整は委託となります。農作業従事日数は200日、調査の結果、受人は農地の権利取得の要件を満たしており、報告書のとおりで間違いなく、許可相当と考えられます。よろしくご審議お願いします。

○議長（根本 脩君） ありがとうございます。

続きまして、申請番号2番について、宮本委員より報告をお願いいたします。

○6番（宮本信夫君） 6番宮本です。申請番号2番について、報告いたします。

6月2日に山口推進委員と受人の調査をし、申請内容に間違いがないことを確認いたしました。受人は主に水稻を栽培している認定農業者であります。農機具は、トラクター1台、田植機1台、コンバイン1台、乾燥機1台、軽トラック1台を所有しております。農作業従事日数は250日、調査の結果、受人は農地の権利取得の要件を満たしており、報告書のとおりで間違いなく、許可相当と考えられます。よろしくご審議お願いします。

○議長（根本 脩君） ありがとうございます。

申請番号3番、4番については、わたくし根本より報告いたします。

○19番（根本 脩君） 19番根本です。申請番号3番について、報告いたします。

6月5日に黒田推進委員と受人の調査をし、申請内容に間違いがないことを確認いたしました。受人は主に水稻を栽培している認定農業者であります。農機具の所有状況は、トラクター2台、田植機1台、コンバイン1台、乾燥機2台を所有しております。農作業従事日数は250日、調査の結果、受人は農地の権利取得の要件を満たしており、報告書のとおりで間違いなく、許可相当と考えられます。よろしくご審議お願いします。

つづきまして、申請番号4番について、報告いたします。

6月5日に黒田推進委員と受人の調査を行いました。受人は太陽光発電事業を営んでいる法人であります。農機具の所有状況は、代表者がトラクター1台、トラック1台、法人で乗用草刈機1台を所有しております。代表者の農作業従事日数は150日、経営面積1163アールを計画しております。調査の結果、受人は農地の権利取得の要件を満たしており、報告書のとおりで間違いなく、耕作されなくなった時には、賃借権を解除する条件で許可相当と考えられますので、よろしくご審議お願いします。

○議長（根本 脩君） これで、調査委員の調査報告を終了いたします。これより、質疑を認めます。質疑ありませんか。

（「なし」との声あり）

○議長（根本 脩君） それでは、質疑なしと認めます。これで、質疑を終了いたします。

これより、議案第1号「農地法第3条（委員会）」申請番号1番から4番を採決いたします。本案は、

申請のとおり許可することに賛成の委員の挙手をお願いいたします。

(賛成者挙手)

○議長（根本 脩君） 賛成多数と認めます。よって、本案は申請のとおり許可することに決定いたしました。

日程 7 議案第 2 号 農地法第 4 条（知事）

○議長（根本 脩君） 続きまして、議案第 2 号「農地法第 4 条（知事）」を議題といたします。事務局の説明をお願いします。

坂本係長。

○農業委員会事務局係長（坂本 証君） 22 ページをお開き願います。

議案第 2 号「農地法第 4 条（知事）」でございます。

申請番号 1 番 沼田字中辻、田 1 筆、856㎡についてですが、申請地は市街化調整区域、土地改良区域外の宅地に囲まれた小集団の農地であることから、第 2 種農地と判断しました。。

申請人は申請地付近での耕作を行っている農家で、現在、農機具置場・作業スペースを自宅敷地内で賄っており、手狭なため農業用倉庫用地へ転用するものであります。事業計画は、農業用倉庫 52.25㎡、作業スペースとなっております。

申請番号 2 番 桑山字浦向、田 1 筆、清水字前浦、田 1 筆、6,306㎡についてですが、申請地は、土地改良区域で農用地区域内の農地となります。

申請人は、申請地隣でイチゴ栽培のためのハウスを建設予定であり、建設資材を仮置きするための資材置場が必要となったため、資材置場への一時転用として令和 7 年 2 月 28 日までの申請に及んだものでございます。事業計画は、農地に直接ブルーシート・りん木を設置し、その上に資材を設置する計画となっております。

なお、申請地が農用地区域内ですが、申請に係る農地を仮設工作物の設置その他一時的な利用に供するために行うものであって、当該利用の目的を達成するうえで当該農地を供することが必要と認められるものであって、かつ、農振整備計画の達成に支障を及ぼすおそれがないと認められる場合に該当いたします。

これで、議案第 2 号の説明を終わります。

○議長（根本 脩君） 事務局の説明が終わりました。引き続き調査委員から調査報告をお願いいたします。申請番号 1 番について、村山委員より報告をお願いいたします。

○10 番（村山文雄君） 10 番村山です。申請番号 1 番について、去る 5 日、清原推進委員と事務局で現地調査並びに申請書類の審査を行いました。調査の結果は、農業用倉庫および作業スペースとして利用するものであり、周辺農地にも迷惑がかからないものであります。申請書類の確認もしましたが、問題ありませんでした。以上のことから報告書のとおりで農地転用許可基準を満たしており、許可相当であると考えられます。よろしくご審議をお願いいたします。

○議長（根本 脩君） ありがとうございます。

続きまして、申請番号 2 番について、内田委員より報告をお願いいたします。

○14番（内田和新君） 14番内田です。

申請番号2番について、去る5日、篠崎委員、木村推進委員、中沢推進委員と事務局で、現地調査並びに申請書類の審査を行いました。調査の結果は、ハウス建築用の資材置場として利用するものであり、周辺農地にも迷惑がかからないものであります。申請書類の確認もしましたが、問題ありませんでした。以上のことから報告書のとおりで農地転用許可基準を満たしており、許可相当であると考えられます。よろしくご審議お願いいたします。

○議長（根本 脩君） ありがとうございます。

これで、調査委員の調査報告を終了いたします。これより、質疑を認めます。質疑ありませんか。

（「なし」との声あり）

○議長（根本 脩君） それでは、質疑なしと認めます。これで、質疑を終了いたします。

これより、議案第2号「農地法第4条（知事）」を採決いたします。本案は、申請のとおり許可することに賛成の委員の挙手をお願いいたします。

（賛成者挙手）

○議長（根本 脩君） 賛成多数と認めます。よって、本案は申請のとおり許可することに決定いたしました。

日程8 議案第3号 農地法第5条（知事）

○議長（根本 脩君） 続きまして、議案第3号「農地法第5条（知事）」を議題といたします。申請番号4番につきましては、のちほど一括で審議いたしますので、申請番号1番から3番について、事務局の説明をお願いします。

坂本係長。

○農業委員会事務局係長（坂本 証君） 23ページをお開き願います。

議案第3号「農地法第5条（知事）」でございます。

申請番号1番 神宮寺字中沢、畑1筆、981㎡についてですが、土地改良区域外で周囲を宅地や山林等に囲まれた小集団の農地であることから第2種農地と判断いたしました。雨水は敷地内浸透処理、周囲をフェンスで囲い被害防除する計画で、事業者との売電契約も了しております。

申請番号2番 東大沼字平、畑4筆、579㎡についてですが、畑4筆、579㎡についてですが、土地改良区域外で周囲を宅地や山林に囲まれた小集団の農地であることから第2種と判断いたしました。雨水は敷地内浸透処理、周囲をフェンスで囲い被害防除する計画で、事業者との売電契約も了しております。

申請番号3番 堀川字舟戸、畑1筆、498㎡についてですが、市街化調整区域、土地改良区域外で10ha以上の農地の広がりがあることから、第1種農地と判断いたしました。申請人は、現在借家住まいであり、子供の成長に伴い手狭になったことから、自己住宅を建築するものでございます。事業計画は、木造平屋建て、111.79㎡の自己住宅を建築し、取水は水道、汚水・雑排水は浄化槽処理後排水路へ放流する計画です。

これで、議案第3号申請番号1番から3番の説明を終わります。

○議長（根本 脩君） 事務局の説明が終わりました。引き続き調査委員から調査報告をお願いいたします。申請番号1番について、吉田委員より報告をお願いいたします。

○1番（吉田 武君） 1番吉田です。

申請番号1番について、去る5日、原推進委員と事務局で現地調査並びに申請書類の審査を行いました。調査の結果は、太陽光発電施設用地として利用するものであり、周辺農地にも迷惑がかからないものであります。申請書類の確認もしましたが、問題ありませんでした。以上のことから報告書のとおりで農地転用許可基準をみたしており許可相当であると考えられます。よろしくご審議をお願いいたします。

○議長（根本 脩君） ありがとうございます。

続きまして、申請番号2番について、山口和彦委員より報告をお願いいたします。

○15番（山口和彦君） 15番山口です。

申請番号2番について、去る5日、中沢推進委員と事務局で現地調査並びに申請書類の審査を行いました。調査の結果は、太陽光発電施設用地として利用するものであり、周辺農地にも迷惑がかからないものであります。申請書類の確認もしましたが、問題ありませんでした。以上のことから報告書のとおりで農地転用許可基準をみたしており許可相当であると考えられます。よろしくご審議をお願いいたします。

○議長（根本 脩君） ありがとうございます。

続きまして、申請番号3番について、川島委員より報告をお願いいたします。

○18番（川島 昇君） 18番川島です。

申請番号3番について、去る5日、土肥推進委員と事務局で現地調査並びに申請書類の審査を行いました。調査の結果は、自己住宅用地として利用するものであり、周辺農地にも迷惑がかからないものであります。申請書類の確認もしましたが、問題ありませんでした。以上のことから報告書のとおりで農地転用許可基準をみたしており許可相当であると考えられます。よろしくご審議をお願いいたします。

○議長（根本 脩君） ありがとうございます。

これで、調査委員の調査報告を終了いたします。これより、質疑を認めます。質疑ありませんか。

（「なし」との声あり）

○議長（根本 脩君） それでは、質疑なしと認めます。これで、質疑を終了いたします。

これより、議案第3号「農地法第5条（知事）」申請番号1番から3番を採決いたします。本案は、申請のとおり許可することに賛成の委員の挙手をお願いいたします。

（賛成者挙手）

○議長（根本 脩君） 賛成多数と認めます。よって、本案は申請のとおり許可することに決定いたしました。

○議長（根本 脩君） 続きまして、議案第1号 申請番号5番、議案第3号 申請番号4番について、いずれも所在と申請人が同一の、営農型太陽光発電施設設置のための申請でありますので、一括議題といたします。事務局の説明をお願いします。

坂本係長。

○農業委員会事務局係長（坂本 証君） 20ページをお開き願います。

議案第1号申請番号5番、阿波崎字原山、畑24筆、14,644㎡についてですが、農地法第3条、営農型太陽光発電施設設置のための地上権設定でございます。

次に24ページをお開き願います。議案第3号申請番号4番、阿波崎字原山、畑24筆につきましては、営農型太陽光発電施設として3年前に許可を受け、下部農地で牧草を栽培し、パネル設置のための支柱部分を一時的に転用していたものの期間満了により再申請するものでございます。転用期間は令和9年6月10日までの3年間で、別紙審査表のとおり農地転用許可基準に該当するものと考えられます

以上、議案第1号申請番号5番及び議案第3号、申請番号4番の説明を終わります。

○議長（根本 脩君） 事務局の説明が終わりました。引き続き調査委員から調査報告でございますが、わたくし根本より報告いたします。

○19番（根本 脩君） 19番根本です。議案第1号申請番号5番、議案第3号申請番号4番について、去る5日、黒田推進委員と事務局で現地調査並びに申請書類の審査を行いました。

調査の結果は、下部農地で営農をしながら太陽光発電施設として利用するものであり、周辺農地にも迷惑がかからないものであります。申請書類の確認もしましたが、問題ありませんでした。以上のことから、報告書のとおりで、農地転用許可基準をみたしており許可相当であると考えられます。よろしくご審議お願いいたします。

○議長（根本 脩君） これで、調査委員の調査報告を終了いたします。これより、質疑を認めます。質疑ありませんか。

墳本委員。

○11番（墳本典勇君） 11番墳本です。

転用期間は3年という期間で区切られましたけど、太陽光の設備が残っていると思うのですが、その後は、また継続審査するということですか。

○農業委員会事務局係長（坂本 証君）

現地は第1種農地となりますので、一時転用期間の上限が3年となります。期間が切れる際にはまた更新の申請となります。

○議長（根本 脩君） よろしいですか。

○11番（墳本典勇君） はい。

○議長（根本 脩君） その他にありませんか。

○議長（根本 脩君） それでは、質疑なしと認めます。これで、質疑を終了いたします。

これより、議案第1号申請番号5番、議案第3号申請番号4番を採決いたします。本案は、申請のとおり許可することに賛成の委員の挙手をお願いいたします。

（賛成者挙手）

○議長（根本 脩君） 賛成多数と認めます。よって、本案は申請のとおり許可することに決定いたしました。

日程 9 議案第 4 号 現況証明（農委処分）

○議長（根本 脩君） 続きまして、議案第 4 号「現況証明（農委処分）」を議題といたします。事務局の説明をお願いいたします。

坂本係長。

○農業委員会事務局係長（坂本 証君） 26 ページをお開き願います。

議案第 4 号「現況証明（農委処分）」

登記地目変更のための非農地証明書の交付 8 件でございます。

申請番号 1 番 須賀津字坪沼、田 1 筆、521㎡についてですが、20 年以上前より宅地として利用されており、撮影年月日、平成 11 年 5 月 30 日の空中証明写真と始末書が添付された申請になります。

申請番号 2 番 浮島字平山、畑 1 筆、33,108㎡についてですが、耕作に供されず荒廃しているとの申請になります。

申請番号 3 番 市崎字長作、畑 1 筆、413㎡についてですが、耕作に供されず荒廃しているとの申請になります。

申請番号 4 番 清水字牛ヶ作、畑 1 筆、2,191㎡についてですが、20 年以上前よりゴルフ場として利用されているとの申請になります。

申請番号 5 番 清水字大道、畑 2 筆、722㎡についてですが、20 年以上前より宅地として利用されており、撮影年月日、平成 11 年 5 月 30 日の空中証明写真と始末書が添付された申請になります。

申請番号 6 番 蒲ヶ山字後原、畑 1 筆、615㎡についてですが、耕作に供されず荒廃しているとの申請になります。

申請番号 7 番 江戸崎字狸崎、畑 1 筆、743㎡

申請番号 8 番 江戸崎字狸崎、畑 1 筆、219㎡についてですが、20 年以上前より駐車場および資材置場用地として利用されており、撮影年月日平成 11 年 5 月 30 日の空中証明写真と始末書が添付された申請になります。

以上で議案第 4 号、申請番号 1 番から 8 番の説明を終わります。

○議長（根本 脩君） 事務局の説明が終わりました。引き続き調査委員から調査報告をお願いいたします。申請番号 1 番について、飯塚委員より報告をお願いいたします。

○16 番（飯塚治正君） 16 番飯塚です。申請番号 1 番について、去る 5 日、黒澤委員と推進委員の栗山委員と事務局で、申請書類の審査並びに現地調査を行いました。調査の結果、現地は 20 年以上前から雑種地として使用されており、周囲の状況から見ても耕作することは困難であり、今後も耕作の見込みがないことから、非農地と判断します。よろしくご審議お願いします。

○議長（根本 脩君） ありがとうございます。

申請番号 2 番について、黒澤委員より報告をお願いいたします。

○3 番（黒澤克巳君） 3 番黒澤です。申請番号 2 番について、去る 5 日、飯塚委員と推進委員の小貫委員と事務局で、申請書類の審査並びに現地調査を行いました。調査の結果、現地は荒廃しており、周囲の状況から見ても耕作することは困難であり、今後も耕作の見込みがないことから、非農地と判断します。よろしくご審議お願いします。

○議長（根本 脩君） ありがとうございます。

続きまして、申請番号3番、4番について、山口和彦委員より報告をお願いいたします。

○15番（山口和彦君） 15番山口です。申請番号3番、4番について、去る8日、内田委員と推進委員の中沢委員と事務局で、申請書類の審査並びに現地調査を行いました。調査の結果、申請番号3番については、現地は現地は荒廃しており、申請番号4番については30年以上前からゴルフ場として利用されており、周囲の状況から見ても耕作することは困難であり、今後も耕作の見込みがないことから、非農地と判断します。よろしくご審議お願いします。

○議長（根本 脩君） ありがとうございます。

続きまして、申請番号5番について、内田委員より報告をお願いいたします。

○14番（内田和新君） 14番内田です。

申請番号5番について、去る5日、篠崎委員と推進委員の藤巻委員と事務局で、申請書類の審査並びに現地調査を行いました。調査の結果、現地は20年以上前から宅地として利用されており、国土地理院発行の航空写真と合わせて確認をしました。調査の結果は、農地法第2条の「農地」に該当せず、「非農地」と判断します。よろしくご審議お願いします。

○議長（根本 脩君） ありがとうございます。

続きまして、申請番号6番について、墳本委員より報告をお願いいたします。

○11番（墳本典勇君） 11番墳本です。

申請番号6番について、去る5日、村山委員と推進委員の古渡委員と事務局で、申請書類の審査並びに現地調査を行いました。調査の結果、現地は荒廃しており、周囲の状況から見ても耕作することは困難であり、今後も耕作の見込みがないことから、非農地と判断します。よろしくご審議お願いします。

○議長（根本 脩君） ありがとうございます。

続きまして、申請番号7番、8番について、村山委員より報告をお願いいたします。

○10番（村山文雄君） 10番村山です。

申請番号7番、8番について、去る5日、墳本委員と推進委員の清原委員と事務局で、申請書類の審査並びに現地調査を行いました。調査の結果、現地は20年以上前から駐車場および資材置場用地として利用されており、国土地理院発行の航空写真と合わせて確認をしました。調査の結果は、農地法第2条の「農地」に該当せず、「非農地」と判断します。よろしくご審議お願いします。

○議長（根本 脩君） ありがとうございます。

これで、調査委員の調査報告を終了いたします。これより、質疑を認めます。質疑ありませんか。

（「なし」との声あり）

○議長（根本 脩君） それでは、質疑なしと認めます。これで、質疑を終了いたします。

これより、議案第4号「現況証明（農委処分）」を採決いたします。本案は、申請のとおり許可することに賛成の委員の挙手をお願いいたします。

（賛成者挙手）

○議長（根本 脩君） 賛成多数と認めます。よって、本案は申請のとおり証明書を交付することに決定いたしました。

日程１０ 議案第５号 農地改良協議に対する同意について

○議長（根本 脩君） 続きまして、議案第５号「農地改良協議に対する同意について」を議題といたします。事務局の説明をお願いします。

坂本係長

○農業委員会事務局係長（坂本 証君） ２９ページをお開き願います。

議案第５号「農地改良協議に対する同意について」でございます。

申請番号１番 伊佐津字根古屋、田１筆、６５０㎡

申請番号２番 伊佐津字根古屋、田１筆、５５㎡についてですが、田畑転換の為の農地改良協議の追認でございます。埋め立てに用いる土、３２５㎡は、市内の山砂を購入し、市内の業者に作業を依頼し、３トン車５４回分を申請地に約５０㎝埋め立てる計画で、埋め立て後は、サツマイモを耕作する計画です。廃棄物対策室との協議も了しております。

申請番号３番 堀川字舟戸、田１筆、９７０㎡についてでございますが、田畑転換の為の農地改良協議でございます。埋め立てに用いる土、４８５㎡は、市内の山砂を購入し、市内の業者に作業を依頼し、２トン車３２４回分を、申請地に約５０㎝埋め立てる計画で、埋め立て後は、ネギを耕作する計画です。廃棄物対策室との協議も了しております。

以上で議案第５号の説明を終わります。よろしくご審議お願いいたします。

○議長（根本 脩君） 事務局の説明が終わりました。引き続き調査委員から調査報告をお願いいたします。申請番号１番から３番について、遠藤委員より報告をお願いいたします。

○１２番（遠藤一行君） １２番遠藤です。

申請番号１番から３番について、去る５日、川島委員と海老原推進委員と土肥推進委員と事務局で現地調査並びに申請書類の審査を行いました。調査の結果は、事務局の説明通りで間違いなく、低くなっている農地に購入した土を入れ、畑として利用するものであり問題ないと思われまます。よろしくご審議お願いいたします。

○議長（根本 脩君） ありがとうございます。

これで、調査委員の調査報告を終了いたします。

これより、質疑を認めます。質疑ありませんか。

（「なし」との声あり）

○議長（根本 脩君） それでは、質疑なしと認めます。これで、質疑を終了いたします。

これより、議案第５号 農地改良協議に対する同意についてを採決いたします。本案は、申請のとおり同意することに賛成の委員の挙手をお願いいたします。

（賛成者挙手）

○議長（根本 脩君） 賛成多数と認めます。よって、本案は申請のとおり同意することに決定いたしました。

日程１１ 議案第６号 基盤強化法第１９条（農用地利用集積計画の公告）

○議長（根本 脩君） 続きまして、議案第６号「基盤強化法第１９条（農用地利用集積計画の公告）」を議題といたします。事務局の説明をお願いします。

宮本局長補佐。

○農業委員会事務局長補佐（宮本祐司君） ３０ページをお開き願います。

議案第６号「基盤強化法第１９条（農用地利用集積計画の公告）」についてでございます。

基盤強化法第１８条第１項の規定による農地利用集積計画（利用権設定）について、基盤強化法の基本要綱の第９の３の（１）の規定により、農用地利用集積計画案を決定するためご審議を求めるものでございます。

新規設定が、５件、１４筆、２０，３３８㎡、再設定が、１８件、４３筆、１４６，８５４㎡の利用権設定でございます。詳細につきましては、議案書のとおりでございます。よろしくご審議をお願いいたします。

○議長（根本 脩君） 事務局の説明が終わりました。これより、質疑を認めます。質疑ありませんか。（「なし」との声あり）

○議長（根本 脩君） それでは、質疑なしと認めます。これで、質疑を終了いたします。

これより、議案第６号「基盤強化法第１９条（農用地利用集積計画の公告）」を採決いたします。本案は、原案のとおり決定することに賛成の委員の挙手をお願いいたします。

（賛成者挙手）

○議長（根本 脩君） 賛成多数と認めます。よって、本案は原案のとおり決定いたしました。

日程１２ 議案第７号 農用地利用集積等促進計画の公告について（一括契約）

○議長（根本 脩君） 続きまして、議案第７号「農用地利用集積等促進計画の公告について（一括契約）」を議題といたします。事務局の説明をお願いします。

宮本局長補佐。

○農業委員会事務局長補佐（宮本祐司君） ４３ページをお開き願います。

議案第７号「農用地利用集積等促進計画の公告について（一括契約）」についてでございます。

農用地利用集積等促進計画案を決定するためご審議を求めるものでございます。

今回は、２６件、５９筆、１１１，３３９㎡についての利用権設定でございます。詳細につきましては、議案書のとおりでございます。よろしくご審議をお願いいたします。

○議長（根本 脩君） 事務局の説明が終わりました。これより、質疑を認めます。質疑ありませんか。（「なし」との声あり）

○議長（根本 脩君） それでは、質疑なしと認めます。これで、質疑を終了いたします。

これより、議案第５号「農用地利用集積等促進計画の公告について（一括契約）」を採決いたします。本案は、原案のとおり決定することに賛成の委員の挙手をお願いいたします。

(賛成者挙手)

○議長（根本 脩君） 賛成多数と認めます。よって、本案は原案のとおり決定いたしました。

日程 13 議案第 8 号 農用地利用集積等促進計画の公告について（機構・受け手間契約）

○議長（根本 脩君） 続きまして、議案第 8 号「農用地利用集積等促進計画の公告について（機構・受け手間契約）」を議題といたします。事務局の説明をお願いします。

宮本局長補佐。

○農業委員会事務局長補佐（宮本祐司君） 55 ページをお開き願います。

議案第 8 号「農用地利用集積等促進計画の公告について（機構・受け手間契約）」でございます。

農用地利用集積等促進計画案を決定するためご審議を求めるものでございます。

再転貸が 4 件、12 筆、30,967㎡の転貸計画でございます。詳細につきましては、議案書のとおりでございます。よろしくご審議をお願いいたします。

○議長（根本 脩君） 事務局の説明が終わりました。これより、質疑を認めます。質疑ありませんか。
(「なし」との声あり)

○議長（根本 脩君） それでは、質疑なしと認めます。これで、質疑を終了いたします。

これより、議案第 8 号「農用地利用集積等促進計画の公告について（機構・受け手間契約）」を採決いたします。本案は、原案のとおり決定することに賛成の委員の挙手をお願いいたします。

(賛成者挙手)

○議長（根本 脩君） 賛成多数と認めます。よって、本案は原案のとおり決定いたしました。

○議長（根本 脩君） 以上で、本日の議事日程はすべて終了いたしました。慎重審議をいただきましてありがとうございました。

皆さんにお諮りいたします。本定例会中の議案等にかかわる字句、数字、その他の整理を要する件については、その整理を議長に一任することにご異議ございませんか。

(「異議なし」との声あり)

○議長（根本 脩君） それでは、異議なしと認めます。

これをもちまして、令和 6 年 6 月の稲敷市農業委員会総会を閉会といたします。

大変御苦労さまでございました。

午後 2 時 50 分閉会

稲敷市農業委員会会議規則第12条の規定により署名する。

議 長 根 本 脩

8 番 委 員 村 松 清 美

9 番 委 員 坂 本 和 夫